

遺言作成のススメ

遺言なんて自分には関係ないと考えている人は多いのではないのでしょうか。
しかし、少額の財産の相続でも、仲の良かった家族同士が争う事例を耳にします。

争いは、準備をすることで回避できることが多々あります。
その一つが遺言です。亡くなられた後、財産の分け方を定めることができます。

遺言には、いくつかの種類がありますが、よく利用されるのは、
「**自筆証書遺言**」と「**公正証書遺言**」の2つになります。

自筆証書遺言は、自ら自筆で作成する遺言です。

メリット	1. 自分だけで作成することができる 2. 費用がかからない
デメリット	1. 自ら作成するため、要件が欠落していたりと、無効になりやすい 2. 遺言を紛失したり、偽造されたりする可能性がある

公正証書遺言は、公証役場で公証人に公文書として、作成・保存される遺言です。

メリット	1. 公証人役場で作成されるため、無効にならない 2. 遺言を紛失したり、偽造されたりする可能性がない
デメリット	1. 費用がかかる 2. 公証人の他、証人2名の立ち合いが必要

遺言は一度作成しても、何度でも作成し直すことができます。

現在の状況での、想いを、遺言として、ご家族に残しておきませんか。

当社は、財産把握、相続税試算・申告、相続対策、資産活用のお手伝いもしております。
遺言や相続申告・相続関係の疑問点等がありましたら、ご連絡ください。

税理士法人ジェイエスケー
監査部 吉川千晴
TEL : 06-6313-1371